

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



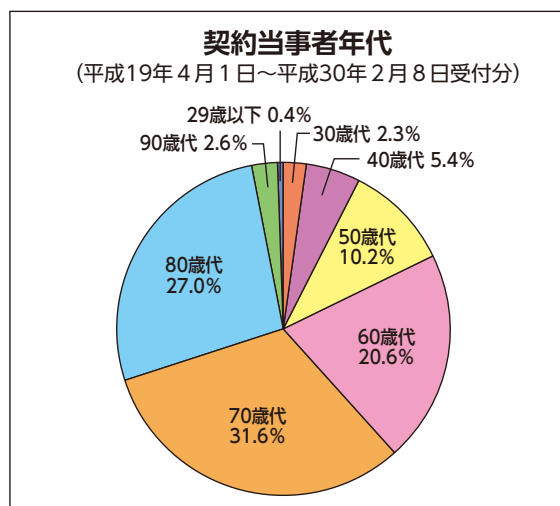
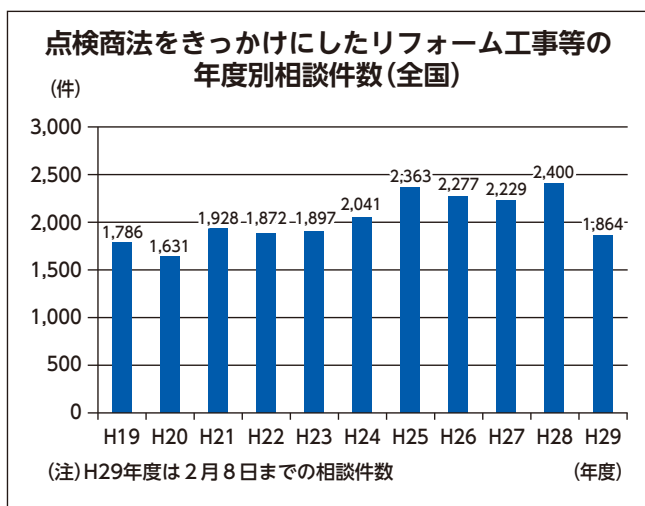
2018年4・5月号

一点検商法に注意！

突然の業者の訪問に気をつけましょう！

福井県は、今年大変な大雪に見舞われました。雪による被害で住宅などの修理や修繕をされるご家庭も多いと思います。

「無料で点検します」と突然訪問してきて、修繕工事などを勧めてくる業者にはご注意ください！



点検商法による相談件数は、ここ10年増加傾向にあり、平成24年度から28年度には、年間2千件を超える相談が寄せられました。平成29年度も、2月上旬時点で1,864件もの相談が寄せられています。また、相談件数のうち契約当事者の年代をみると、60歳以上が約80%を占めています。

(国民生活センター 平成30年3月1日公表資料から)

点検商法の手口はこんな風・・・

① ある日、Aさんの自宅に突然業者の訪問がありました。



この地域を回って各家を点検しています。点検しますので、ご自宅を見せていただけませんか？

手口のポイント  ○突然、訪問してくる

(こんな場合もあります)

- 自治体の関係者を名乗る。
- 近所で工事をしていて、偶然不具合を見つけたと言ってくる。

点検なんて必要ないと思うんですけど・・・



屋根瓦がずれているように見えます。無料で点検しますので、屋根に上らせてください。

手口のポイント  ○点検の必要性を強調し、屋根に上る許可を得る
○「無料で点検」と言い安心させる

それは、大変！？
無料なら、点検をお願いするわ。



(こんな場合もあります)

- すぐに直せると思うので、ちょっとさわらせてください。

② Aさんは、点検のため業者が屋根に上る承諾をしました。



屋根瓦が割れている箇所や、ずれている箇所がありました。かなりひどい状態で、このままでは雨漏りするかもしれません。すぐ修理した方がいいですよ。

手口のポイント  ○言葉巧みに不安をあおって契約を促します
○すぐに契約するよう急かしてきます

(こんな場合もあります)

- 保険金で直せますから、修理しましょう。
- すぐに契約してくれたら、割安にしますよ。

③ Aさんは、業者に言われるがまま、修繕工事の契約をしてしまいました。



自宅等に関する点検商法はこんなものがあります！！

- 屋根、雨どい …………… 瓦や雨どいが傷んでいる、歪んでいる
- 外壁工事 …………… 外壁にひびが入っていて、このままでは崩れる
- 床下 …………… 湿気がひどい、シロアリなどの害虫がいて、基礎がダメになる
- 雨水枡、排水枡等 …… 排水管が詰まるから清掃する必要がある

被害にあわないためのアドバイス

○「点検する」などと訪問してくる業者には対応しない

- 点検と言いながら、故意に設備を壊したりする業者もいます。
- 自治体の関係者を名乗る場合でも安易に信用せず、自治体に確認してみましょう。



お断りします

○点検をしてもらった場合でも、業者の話をうのみにしない

- 点検結果をうのみにせず、別の専門家にも確認を依頼しましょう。
- 業者が撮影した写真や映像を見せられた場合、その写真が自宅等のものかを確認しましょう。写真の日付やデータ保存日を確認するのも1つの方法です。



○急かされてもその場で契約しない

- 工事の契約をする場合は、複数の業者から見積を取って比較検討することが大切です。

○契約するときは、契約書の内容をしっかりと確認する

- 契約する前に、事前に見積書、工事・サービス内容の詳細を確認して、どのような作業にいくら費用がかかっているかを把握しましょう。
- 契約書面が交付されても、「〇〇一式」などあいまいな記載となっている場合は、詳細を記載するよう業者に求めましょう。



○保険金申請を前提とした工事の勧誘には応じない

- 保険金は必ず支払われるものではありません。まずは、加入先の損害保険会社または代理店に相談しましょう。
- 「大雪等で壊れたことにすればよい」など事実と異なる申請を促す業者もいます。虚偽の申請をしてしまうと、消費者自身も刑事罰に問われる可能性があります。虚偽の事実を告げることは絶対にしないでください。

消費生活のご相談は・・・



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ : 0776-22-1102

FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟3階)

☎ : 0770-52-7830

FAX : 0770-52-7831

・ (第3日曜日は休館)

受付時間9:00~17:00 (平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

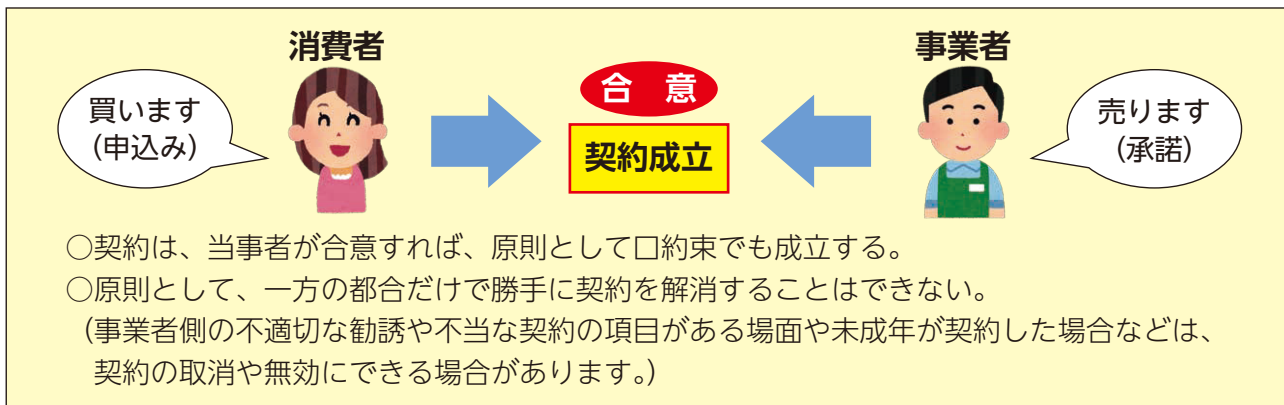
☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。



消費生活講座 ー契約とは？ー

私たちは毎日の生活の中で無意識に、消費者として様々な契約をしています。
 「消費者」と「商品やサービスの提供者」の間には「**契約**」が介在します。
 契約とは、申込みと承諾という（2つの意思表示）が合致（合意）することによって成立する法的な拘束力を持つ約束のことです。



生活の中の契約のあれこれ



(「くらしの豆知識2018」(独立行政法人 国民生活センター編集・発行) を参考に作成)

●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

開設時間14:00~16:00

5・6月の開設日		5 月		6 月	
分野					
福井弁護士会 (法律)	8日(火)	県消費生活センター	4日(月)	敦賀市消費生活センター (☎0770-22-8115)	
	10日(木)	県嶺南消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター	
	16日(水)	県消費生活センター	20日(水)	大野市消費者相談センター (☎0779-66-1111)	
福井県建築士会 (建築)	-	-	18日(月)	越前市消費生活センター (☎0778-22-3773)	
(一社)ECネットワーク(インターネット)	24日(木)	県消費生活センター	-	-	

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。
 なお、6月4日(月)、18日(月)、20日(水)の申込受付は開催場所の市でもできます。
 また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

県消費生活センター (☎0776-22-1102) 県嶺南消費生活センター (☎0770-52-7830)

福井しあわせ元気国体2018
 福井しあわせ元気大会2018



第73回 国民体育大会 / 第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう カと技と美しさ

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1
 ☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633